

Makita

第 110 回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時

場所

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号
株式会社マキタ 本店 5階ホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件
- 第4号議案 役員賞与の支給の件

みんなでつくる「脱炭素社会」



会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が施行されます。
これに伴い、2023年3月以降に開催される当社株主総会から、株主の
皆さまのお手元には簡易な招集通知のみをお届けすることになります。
詳細は10頁をご覧ください。

株式会社 マキタ

証券コード 6586

長期目標

Strong Company

目次	ごあいさつ	2
	招集ご通知	3
	株主総会参考書類	8
	第1号議案 剰余金の処分の件	8
	第2号議案 定款一部変更の件	9
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件	12
	第4号議案 役員賞与の支給の件	22
	(添付書類)	
	事業報告	23
	連結計算書類	46
	計算書類	49
	監査報告書	52
	ご参考	
	トピックス	57
	新製品ダイジェスト	59
	グローバルネットワークの紹介	61
	株主メモ	62



ごあいさつ

取締役社長 後藤宗利

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期の業績は、サプライチェーンにおけるモノ不足と物流の混乱、地政学リスクの高まりといった逆風はあったものの、建築・建設現場における堅調な工具需要を背景に、前期に引き続き販売が好調に推移しました。また、注力を続ける充電式園芸用機器の販売も大きく伸びたことから、連結売上収益は7,393億円、営業利益は917億円となり、それぞれ過去最高を更新しました。

現在、当社は未来の飛躍を信じて、電動工具のみならず、園芸用機器なども含めた充電製品の総合サプライヤーへの進化に取り組んでおります。ありとあらゆる製品において充電化を進めることで、お客さまの作業環境の改善、作業効率・生産性の向上に加え、環境負荷低減など社会課題の解決に貢献してまいります。

中でも、当社が注力するのは環境問題への対応です。当期は新たにサステナビリティ委員会を設置し、カーボンニュートラルなどを推進していく体制を構築しました。また、ガソリンなどの燃料や電気の使用に伴う、自社の事業活動での温室効果ガス排出量を2040年度までに実質ゼロにする目標を掲げるとともに、「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」提言に基づく開示も新たに行いました。脱プラスチックの推進も含めて環境問題への対応をより一層推進し、持続可能な社会の実現に貢献することで、永続的に成長する企業を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

(証券コード 6586)

2022年6月6日

株主各位

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号

株式会社 マキタ

取締役社長 後藤 宗利

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼を申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、株主さまには、ご自身の体調をご確認の上、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますようお願い申しあげます。

ご出席に代えて、郵送又はインターネット等により議決権を事前行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	愛知県安城市住吉町3丁目11番8号 株式会社マキタ 本店 5階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第110期計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 第4号議案 役員賞与の支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日の入場は、株主さまのみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主さまである必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人さまご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
- 連結注記表及び個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.makita.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.makita.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- 当日は節電への協力の一環として、会場の空調を弱めに設定させていただきます。ご出席される株主の皆さまには軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

事前に議決権行使をされる場合

議決権行使期限

2022年6月27日（月）午後5時まで



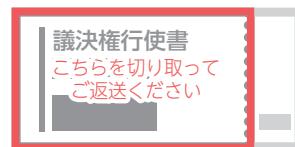
インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は6ページから7ページを
ご覧ください。



郵送

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご記入
いただき、下記のように
切り取ってご投函ください。



スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時

2022年6月28日（火）午前10時（受付開始 午前9時）



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



- 当日の入場は、株主さまのみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主さまである必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人さまご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限 2022年6月27日（月）午後5時まで

「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る

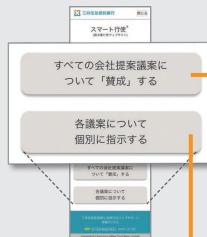


スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

■「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

■一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力ください。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031
(午前9時～午後9時)

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

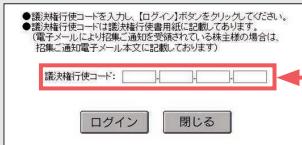
「議決権行使ウェブサイト」による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>



2

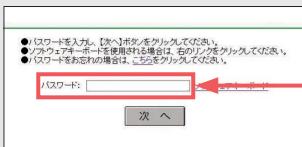


議決権行使コード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3



パスワード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「**パスワード**」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱い

■ パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切に取り扱いください。

■ パスワードは一定回数以上間違えて入力されると、使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

■ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

システムのご利用に関するご注意事項

■ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び通信料金は、株主さまのご負担となります。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆さまへ)

機関投資家の皆さまに関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、年間配当金10円を下限とし、連結配当性向30%以上とすることを利益配分の基本方針としております。ただし特殊要因がある場合には、これを加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基に配当額を決定いたします。

この利益配分の基本方針に基づき当期の連結業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、期末配当につきましては、次の通りといたしたく存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金10円をあわせ1株につき72円となり、連結配当性向は30.2%となります。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- 1 当社普通株式1株につき金62円
総額16,835,012,458円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

- 2 2022年6月29日
-

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

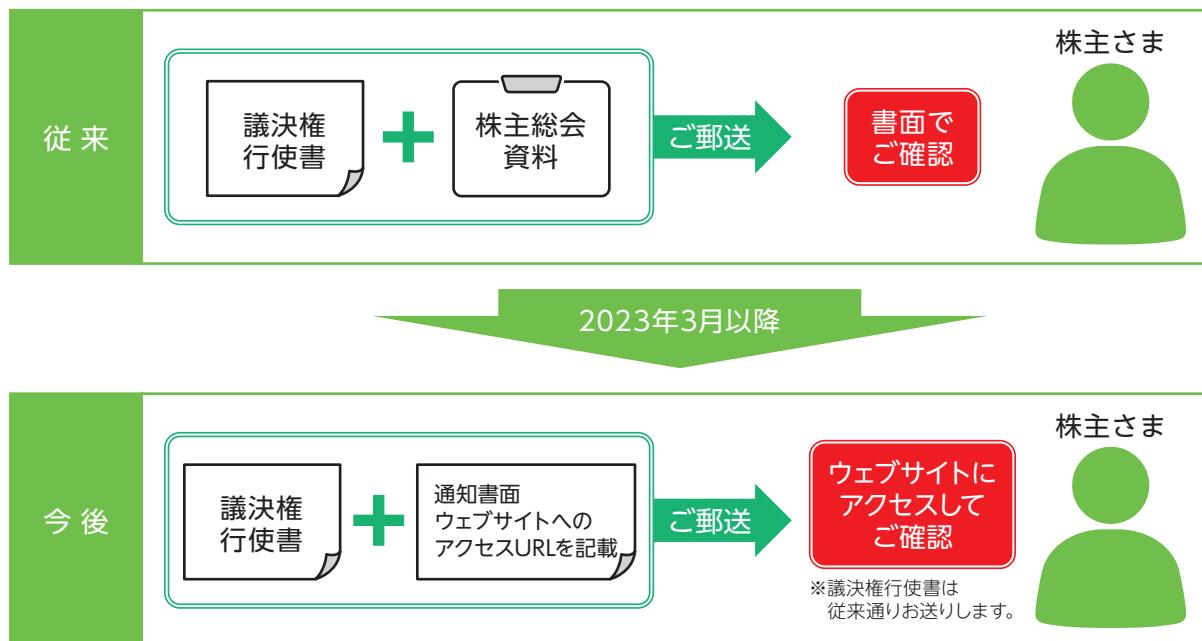
現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第109回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 第109回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 変更前の定款第14条の削除および変更後の定款第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>(2)</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条はなお効力を有する。</p> <p><u>(3)</u> 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料(事業報告、連結計算書類、計算書類(これらの監査報告を含みます。))及び株主総会参考書類を総称したものです。)を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主さまに対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知することで、株主さまに対して株主

総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、2023年3月以降に開催される当社株主総会から電子提供制度が適用され、株主さまのお手元には、ウェブサイトへのアクセス方法等を記載した簡易な招集通知のみをお届けすることになります。

2023年3月以降に開催される当社株主総会において、株主総会資料の書面での受領をご希望される株主さまは、株主総会の基準日までに、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただく必要がございます（2023年6月に開催される当社定時株主総会において、株主総会資料の書面での受領をご希望される株主さまは、2023年3月31日までに手続きが必要になります）。「書面交付請求」の受付は、2022年9月1日より開始されます。お手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬委員会に諮問し、その答申に基づき取締役会において決定しております。

また、監査等委員会において本議案について審議がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況	
1	後藤 昌彦 ごとう まさ ひこ	再任	代表取締役会長	12/12回 (100%)
2	後藤 宗利 ごとう むね とし	再任	代表取締役社長	11/12回 (92%)
3	富田 真一郎 とみ た しんいちろう	再任	取締役 執行役員 購買本部長	12/12回 (100%)
4	金子 哲久 かね こ てつ ひさ	再任	取締役 執行役員 開発技術本部長	12/12回 (100%)
5	太田 智之 おお た とも ゆき	再任	取締役 執行役員 品質本部長	12/12回 (100%)
6	土屋 隆 つち や たかし	再任	取締役 執行役員 国内営業本部長	12/12回 (100%)
7	吉田 雅樹 よし だ まさ き	再任	取締役 執行役員 生産本部長	12/12回 (100%)
8	表 孝至 おもて たか し	再任	取締役 執行役員 海外営業本部長	12/12回 (100%)
9	大津 行弘 おお つ ゆき ひろ	再任	取締役 執行役員 管理本部長	12/12回 (100%)
10	杉野 正博 すぎ の まさ ひろ	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)
11	岩瀬 隆広 いわ せ たか ひろ	再任 社外 独立	社外取締役	9/10回* (90%)

*社外取締役 岩瀬隆広氏につきましては、2021年6月25日就任後の状況を記載しております。

候補者番号

1

ごとうまさひこ
後藤 昌彦

[生年月日]
1946年11月16日

[所有する当社株式の数]
2,524,121株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 3月 当社入社
1984年 5月 同取締役総合企画室長
1987年 7月 同常務取締役管理本部長
1989年 5月 同代表取締役社長
2013年 6月 同代表取締役会長、現在に至る
2022年 3月 ホシザキ株式会社社外取締役(現任)

取締役候補者とした理由

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

当社において、取締役社長、取締役会長を務めるなど、長年にわたって当社の経営に携わり、当社の企業価値向上に貢献してきました。これらの豊富な経験と幅広い見識が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ごとうむねとし
後藤 宗利

[生年月日]
1975年 4月26日

[所有する当社株式の数]
471,087株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 当社入社
2012年 4月 同海外営業管理部長
2013年 6月 同取締役執行役員海外営業本部長
2017年 6月 同代表取締役社長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会への出席状況

11回/12回
(92%)

当社での国内営業、開発部門、海外販売子会社における経験に加え、2013年6月より海外営業本部長を務めるなど、当社の業務全般及び経営に精通するとともに、2017年6月より取締役社長を務め、当社の成長を主導しております。これらの豊富な経験と知見及び優れたリーダーシップが当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

とみ た しん いち ろう
富田 真一郎[生年月日]
1951年1月11日[所有する当社株式の数]
18,901株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年3月 当社入社
 2000年10月 同工機部長
 2001年10月 同生産技術部長
 2003年9月 牧田（中国）有限公司総経理
 2007年6月 当社取締役生産本部副本部長：中国工場担当
 2009年6月 同取締役執行役員開発技術本部長：製品開発担当
 2010年5月 同取締役執行役員購買本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

当社において、生産部門における要職、生産部門の中核である中国の生産子会社のトップ、開発技術本部長を歴任するとともに、現在は購買本部長を務めるなど購買、生産、開発を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

かね こ てつ ひさ
金子 哲久[生年月日]
1955年4月6日[所有する当社株式の数]
24,501株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月 当社入社
 2004年4月 同技術研究部長
 2005年8月 同第2製造部長
 2006年10月 同第1製造部長
 2007年6月 同取締役購買本部長
 2009年6月 同取締役執行役員購買本部長
 2010年5月 同取締役執行役員生産本部長：中国工場担当
 2015年6月 同取締役執行役員生産本部長
 2017年6月 同取締役執行役員開発技術本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

当社の開発部門の要職、生産部門の中核である中国の生産子会社のトップ、購買本部長、生産本部長を歴任するとともに、現在は開発技術本部長を務めるなど開発、生産、購買を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おお た とも ゆき
太 田 智 之

[生年月日]
1956年3月22日

[所有する当社株式の数]
18,801株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年3月 当社入社
2003年10月 同第1製造部長
2005年8月 同技術管理部長
2012年7月 同技術管理部長兼第1開発部長
2013年6月 同取締役執行役員開発技術本部副本部長
2021年6月 同取締役執行役員品質本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会へ
の出席状況

12回/12回
(100%)

当社の海外生産子会社（アメリカ）における駐在経験に加え、生産部門における要職、開発技術本部副本部長を歴任するとともに、現在は品質本部長を務めるなど品質、開発、生産を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

つち や たかし
土 屋 隆

[生年月日]
1957年9月1日

[所有する当社株式の数]
20,101株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年3月 当社入社
2001年4月 同静岡支店長
2003年10月 同東京支店長
2010年4月 同営業管理部長
2013年6月 同執行役員国内営業本部長：東京営業部担当
2015年6月 同取締役執行役員国内営業本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会へ
の出席状況

12回/12回
(100%)

当社において、国内営業を中心に要職を歴任するとともに、2013年6月より執行役員として国内営業本部長（東京営業部担当）を務め、現在は取締役執行役員として国内営業本部長を務めるなど国内営業を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

よし だ まさ き
吉田 雅樹[生年月日]
1962年6月17日[所有する当社株式の数]
11,721株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年3月 当社入社
 2007年10月 同生産管理部長
 2010年4月 同第2製造部長
 2011年4月 同生産開発部長
 2012年2月 牧田（中国）有限公司副総経理
 2015年6月 当社取締役執行役員生産本部副本部長：中国工場担当
 2018年4月 同取締役執行役員生産本部副本部長
 2021年6月 同取締役執行役員生産本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

当社において、生産部門を中心に従事し、生産部門の中核である中国の生産子会社のトップを歴任するとともに、2015年6月より生産本部副本部長、2021年6月より生産本部長を務めるなど生産を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

おもて たか し
表 孝至[生年月日]
1959年2月10日[所有する当社株式の数]
10,041株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年3月 当社入社
 1995年1月 マキタ・メキシコS.A. de C.V.責任者
 2001年3月 マキタ・ド・ブラジルLtda.責任者
 2013年6月 当社執行役員中南米統括責任者
 2017年6月 同取締役執行役員海外営業本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

当社において、海外営業を中心に従事し、海外販売子会社（ブラジル及びメキシコ）における長年の駐在経験を有するとともに、2013年6月より中南米統括責任者、2017年6月より海外営業本部長を務めるなど海外営業を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

おお つ ゆき ひろ
大 津 行 弘

[生年月日]
1960年8月27日

[所有する当社株式の数]
9,441株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年3月 当社入社
2009年4月 同財務部次長
2009年12月 牧田（中国）有限公司副総経理
2013年10月 当社経理部長
2017年6月 同取締役執行役員管理本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会へ
の出席状況

12回/12回
(100%)

当社の財務部門における要職の経験に加え、生産部門の中核である中国の生産子会社を含めた海外子会社の管理部門における経験も豊富に有しており、2017年6月より管理本部長を務めるなど、管理部門を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

すぎ の まさ ひろ
杉野 正博

[生年月日]
1944年11月18日

[所有する当社株式の数]
一株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

社外

独立

1967年 4月 伊奈製陶株式会社（現株式会社LIXIL）入社
1992年 1月 株式会社INAX（旧伊奈製陶株式会社）取締役
1996年 1月 同常務取締役
2000年 1月 同専務取締役
2001年10月 同代表取締役社長
2007年 6月 同代表取締役会長
2007年 6月 株式会社住生活グループ（現株式会社LIXIL）代表取締役社長
2011年 4月 株式会社LIXIL代表取締役社長
2011年 6月 同取締役相談役
2013年 6月 同相談役
2015年 6月 当社社外取締役(現任)
2017年 6月 ミサワホーム株式会社社外取締役
2018年 2月 北恵株式会社社外取締役(現任)
2018年 7月 株式会社LIXIL特別顧問
2020年 1月 同顧問(現任)

[重要な兼職の状況] 株式会社LIXIL 顧問
北恵株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

株式会社INAXをはじめとして、LIXILグループの経営に長年携わるなど企業経営に精通しており、現在も当社の経営に対して大所高所より有益なご意見をいただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

11

いわ せ たか ひろ
岩 瀬 隆 広

[生年月日]
1952年 5月 28日

[所有する当社株式の数]
一株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

社外

1977年 4月 トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社

独立

2005年 6月 同常務役員

2009年 6月 同専務取締役

中央発條株式会社社外監査役

2011年 4月 トヨタモーターアジアパシフィック株式会社取締役副会長

2011年 6月 トヨタ自動車株式会社専務役員

2014年 6月 トヨタ車体株式会社取締役社長

2016年 4月 愛知製鋼株式会社常勤顧問

2016年 6月 同代表取締役会長

2017年 6月 中央発條株式会社社外監査役

2020年 7月 愛知県公安委員会委員長

2021年 3月 DMG森精機株式会社社外監査役(現任)

2021年 6月 当社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況] DMG森精機株式会社 社外監査役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

取締役会への
出席状況

9回/10回
(90%)

トヨタ自動車株式会社をはじめトヨタグループの中核企業の経営に長年携わるなど企業経営に精通しており、現在も当社の経営に対して大所高所より有益なご意見をいただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者 杉野正博氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- ①当社グループは、杉野正博氏が業務執行者を務めておりました株式会社LIXIL及びそのグループ会社に対し当社製品を販売しております。当期における販売額は3百万円であり、これは当社グループの連結売上収益の0.01%未満と僅少であります。
 - ②杉野正博氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 - ③杉野正博氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。杉野正博氏が選任された場合、当社は杉野正博氏との間で当該契約を継続する予定です。
 - ④当社は、杉野正博氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。杉野正博氏が選任された場合、当社は引き続き杉野正博氏を独立役員とする予定です。

3. 社外取締役候補者 岩瀬隆広氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- ①当社グループは、岩瀬隆広氏が業務執行者を務めておりました愛知製鋼株式会社及びそのグループ会社より部品を購入しております。当期における購入額は1,566百万円であり、これは愛知製鋼グループの連結売上高の0.6%と僅少であります。
 - ②岩瀬隆広氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - ③岩瀬隆広氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。岩瀬隆広氏が選任された場合、当社は岩瀬隆広氏との間で当該契約を継続する予定です。
 - ④当社は、岩瀬隆広氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。岩瀬隆広氏が選任された場合、当社は引き続き岩瀬隆広氏を独立役員とする予定です。
 - ⑤当社は、岩瀬隆広氏が過去において業務執行者であったトヨタ自動車株式会社の株式を、2021年3月31日時点では保有しておりましたが、当期中に全て売却し、2022年3月31日時点においては保有していません。
4. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における各人の持分を含めた実質持株数を記載しております。
5. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに有用な人材を迎えることができるよう、取締役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、取締役等に就任した場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2022年6月29日に当該保険契約を更新する予定であります。

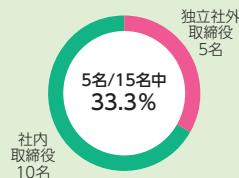
ご参考

[取締役会の構成及び専門性]

当社の取締役には、年齢・性別・国籍を問わず、当社の企業価値向上に貢献できる人物を登用することとしています。現在、当社において女性の取締役は在任しておりませんが、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）には自己の経験と知見に基づき経営戦略を策定・遂行する能力を有する者、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）には企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する者、監査等委員である取締役には社内外的な職務経験や財務・会計・法務等各分野における豊富な経験と知見を有する者を選任しており、海外経験を有する取締役も多数在任しています。そのため、当社の取締役会は、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスと多様性が適切に確保された実効性のある組織として機能していると考えていますが、女性の取締役については登用を前向きに検討するとともに、社内において将来の取締役候補となる女性管理職を増やしていきたいと考えています。また、現在の取締役会は、迅速な意思決定を行うことができる適正な規模と考えています。

[取締役会の構成]

独立社外取締役の比率



	氏名	指名・報酬委員会	専門性									
			企業経営	海外経験	営業/販売	開発	生産/調達/品質	サステナビリティ	IT/デジタル化	財務会計	法務	
取締役	後藤昌彦	●	●	●	●	●						
	後藤宗利	●	●	●	●	●		●	●			
	富田真一郎		●	●		●	●					
	金子哲久		●	●		●	●					
	太田智之		●	●		●	●	●				
	土屋隆		●		●							
	吉田雅樹		●	●			●		●			
	表孝至		●	●	●							
	大津行弘		●	●				●	●	●	●	
	杉野正博 社外 独立	●	●		●		●					
岩瀬隆広 社外 独立	●	●	●		●	●						
監査等委員である取締役	若山光彦			●	●							
	児玉朗 社外 独立	●		●						●		
	井上尚司 社外 独立										●	
	西川浩司 社外 独立									●		

第4号議案 役員賞与の支給の件

当社の役員賞与は、利益配分の基本方針と同様に連結業績連動型としております。

これにより、当期の連結業績等を勘案し、当期末時点の取締役15名のうち、監査等委員である取締役及び社外取締役6名を除く9名に対し、役員賞与を総額2億2千2百万円支給することといたしたく存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告35頁に記載の通りであり、当社は、本議案の内容は当該方針に沿うものとして相当であると判断しております。

また、監査等委員会において本議案について審議がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の国際的な経済情勢を見ますと、新型コロナウイルスワクチンの普及に伴い、先進国を中心に経済・社会活動の正常化が進む一方、サプライチェーンにおけるモノ不足と物流の混乱、物価の上昇、変異株による感染の再拡大、更にはウクライナ問題をめぐる国際情勢の緊迫化など先行きの不透明な状況が依然として続いています。

このような情勢の中で当社グループは、開発面では、ハイパワー・長寿命・高耐久の「40Vmaxリチウムイオンバッテリー」シリーズの電動工具・園芸用機器をはじめとした充電製品のラインアップ拡充に注力しました。

生産面では、製品群の多様化と需要の拡大に対し、グローバル生産の多極化と生産能力の増強に取り組みました。

営業面では、地域密着・顧客密着のサービス体制のレベルアップに注力し、世界各地のお客さまとの信頼関係の更なる強化に努めるとともに、充電製品を軸とした市場の深耕・開拓に取り組みました。

当期の当社グループの連結業績は、国内、海外共に販売が好調に推移したことから、売上収益は前期比21.5%増の739,260百万円となり、過去最高を更新しました。

地域別の売上収益については、次の通りです。

国内では、電動工具、園芸用機器共にリチウムイオンバッテリー製品を中心に販売が好調に推移し、前期比4.4%増の118,050百万円となりました。

欧州では、巣ごもり需要が落ち着く一方、活発な建築・建設現場での工具需要及び充電式園芸用機器の販売が引き続き好調に推移し、前期比24.7%増の352,470百万円となりました。

北米では、旺盛な住宅需要に伴う電動工具の販売及び、充電式園芸用機器の販売も好調に推移したことから、前期比23.4%増の112,248百万円となりました。

アジアでは、新型コロナウイルス感染の再拡大が各国において発生し、営業活動に影響を及ぼしたものの、台湾や東南アジアでの販売が堅調だったことから前期比25.1%増の49,196百万円となりました。

中南米では、各国でインフレが加速する一方、底堅い工具需要を確実に捉える営業活動により、前期比42.0%増の41,765百万円となりました。

オセアニアでは、主要都市で感染再拡大によるロックダウンが行われた影響を受けたものの、建築・建設現場での旺盛な工具需要から、前期比24.9%増の51,579百万円となりました。

中近東・アフリカでは、不安定な政治・経済情勢が続くものの、各国の建築・建設現場の工具需要を捉え、前期比20.5%増の13,952百万円となりました。

以上の結果、当期の海外売上収益比率は、84.0%となりました。

利益面においては、輸送費は増加しましたが、売上収益の増加により、営業利益は前期比3.7%増の91,728百万円（営業利益率 12.4%）となりました。税引前利益は前期比6.1%増の92,483百万円（税引前利益率12.5%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は同4.4%増の64,770百万円（親会社の所有者に帰属する当期利益率8.7%）となりました。

(カーボンニュートラルへの取り組み)

頻発する風水害など気候変動が社会に及ぼす影響が甚大になる中で、脱炭素社会の実現に向けて企業が果たすべき役割はより重要なものとなっており、当社グループは気候変動問題を重要な経営課題として捉えております。そのため、当社グループは使用時に排ガスを出さない充電式の園芸用機器に注力するなど気候変動問題解決への貢献を重視してきましたが、より一層取り組みを加速していくため、この度新たに温室効果ガス（GHG）排出量の削減目標値を設定いたしました。自社の事業活動でのGHG排出量（Scope 1、2）を2030年度までに2020年度比で50%削減し、2040年度までに実質ゼロとすること、サプライチェーン全体でのGHG排出量（Scope 3）を2050年度までに実質ゼロとすることを目標といたしました。

また、気候関連のリスク・機会等についてステークホルダーの皆さまと対話していくことが重要との認識の下、初めて当社ホームページ上で「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に基づく情報開示を行いました。今後も事業活動における省エネルギー化に加え、再生可能エネルギーの活用などGHG排出量削減への取り組みを着実に進めるとともに、情報開示の強化に努めていきます。

(当社ホームページ)

サステナビリティ情報



TCFD提言に基づく開示



(2) 対処すべき課題

世界経済の先行きの不透明な状況が続く一方で、頻発する自然災害や地球温暖化などの環境問題、人手不足といった社会課題の解決に貢献する、作業効率が高く、かつ人と地球環境に優しい工具に対する需要は先進国・新興国を問わず益々高まっていくものと思われます。

こうした経営環境を前提に、当社グループは、市場のコードレス化をリードするため、バッテリーの充放電技術とモータ技術を中心とした研究開発力・製品開発力を高めます。充電式の園芸用機器を電動工具に次ぐ将来の事業の柱と位置付け、市場の深耕・開拓を推進することにより脱炭素社会の実現に貢献します。清掃、アウトドア、防災など、新たな分野での新製品開発・拡販を強化し、「充電製品の総合サプライヤー」への進化に取り組みます。グローバルな生産体制を更に充実させるとともに、生産・調達・物流機能の強化・効率化を図ります。世界の各地域と顧客に密着するきめ細かな営業、アフターサービス体制の構築を更に進め、マキタブランドの向上に努めます。

これらの施策を推し進めることにより、人の暮らしと住まい作りに役立つ工具のグローバルサプライヤーとして持続可能な社会の実現に貢献し、業界での確固たる地位の確保に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当期において実施しました設備投資の総額は59,937百万円であります。その内訳は、埼玉県及び岡山県の物流センターの建物及び設備等当社で23,769百万円、中国工場及びタイ工場の建物等子会社で36,168百万円であります。

(4) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	36,000百万円
株式会社三井住友銀行	28,213百万円

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第107期 2019年3月期	第108期 2020年3月期	第109期 2021年3月期	第110期(当期) 2022年3月期
売上収益 (百万円)	490,578	492,617	608,331	739,260
営業利益 (百万円)	78,305	64,046	88,464	91,728
税引前利益 (百万円)	79,919	66,008	87,199	92,483
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	55,750	47,731	62,018	64,770
基本的1株当たり 当期利益 (円)	205.37	175.80	228.41	238.54
希薄化後1株当たり 当期利益 (円)	205.34	-	-	-
資産合計 (百万円)	680,250	674,564	812,878	1,007,497
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	572,748	571,275	657,855	746,344
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	9.9	8.3	10.1	9.2

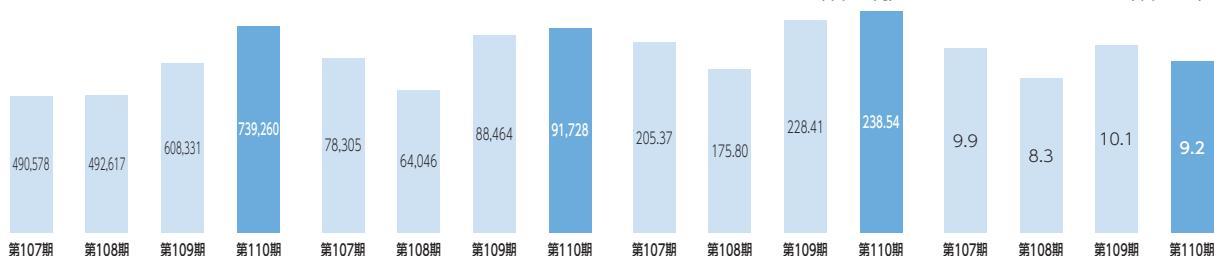
- (注) 1. 財産及び損益の状況の推移については、国際会計基準 (IFRS) による用語に基づいて表示しております。
2. 基本的1株当たり当期利益並びに第107期の希薄化後1株当たり当期利益は、普通株式の期中平均株式数に基づいて算出しております。
3. 第108期、第109期及び第110期の希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) = 親会社の所有者に帰属する当期利益 / {(期首親会社の所有者に帰属する持分 + 期末親会社の所有者に帰属する持分) / 2}
5. 金額表示については百万円未満を四捨五入しております。

●売上収益 (単位: 百万円)

●営業利益 (単位: 百万円)

●基本的1株当たり当期利益
(単位: 円)

●親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)
(単位: %)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
マキタ U.S.A. Inc.	161,400千米ドル	100.0%	電動工具の販売
マキタ (U.K.) Ltd.	158,923千英ポンド	100.0	同上
マキタ・ヴェルクツォイク GmbH (ドイツ)	7,669千ユーロ	※ 100.0	同上
マキタ・フランス SAS	12,436千ユーロ	※ 55.0	同上
マキタ Oy (フィンランド)	100千ユーロ	※ 100.0	同上
マキタ LLC (ロシア)	83,207千ロシアルーブル	※ 100.0	同上
牧田 (中国) 有限公司	80,000千米ドル	100.0	電動工具の製造販売
牧田 (昆山) 有限公司	25,000千米ドル	100.0	電動工具の製造
マキタ・オーストラリア Pty. Ltd.	13,000千豪ドル	100.0	電動工具の販売
マキタ EU S.R.L. (ルーマニア)	975,942千ルーマニアレイ	100.0	電動工具の製造

(注) ※印は子会社による出資を含む比率であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、ディスクグラインダ、インパクトドライバ、ハンマドリル、マルノコ等の電動工具、草刈機、生垣バリカン等の園芸用機器、エア釘打等のエア工具、充電式クリーナ等の家庭用機器並びにその他各種機器の製造・販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場**① 当社**

名 称	所 在 地
本 社	安城 (愛知県)
営 業 拠 点	東京、名古屋、大阪
工 場	岡崎 (愛知県)

② 子会社

名 称	所 在 地
(販売拠点)	
マキタ U.S.A. Inc.	米国 ロサンゼルス
マキタ (U.K.) Ltd.	英国 ロンドン
マキタ・ヴェルクツォイク GmbH	ドイツ ラティンゲン
マキタ・フランス SAS	フランス ビュッシー サンジョルジュ
マキタ Oy	フィンランド ヘルシンキ
マキタ LLC	ロシア モスクワ
マキタ・オーストラリア Pty. Ltd.	オーストラリア シドニー
(生産・販売拠点)	
牧田 (中国) 有限公司	中国 江蘇省昆山
(生産拠点)	
牧田 (昆山) 有限公司	中国 江蘇省昆山
マキタ EU S.R.L.	ルーマニア ブラネスティ

(9) 従業員の状況**① 企業集団の従業員の状況**

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
20,233名	1,609名 (増)

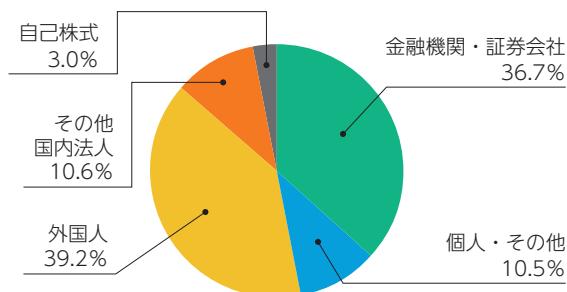
② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3,245名	159名(増)	40.2歳	16.8年

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 992,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 280,017,520株
(自己株式 8,485,061株を含む)
- (3) 株主数 14,768名
- (4) 大株主

所有者別株式分布状況（株式数比率）



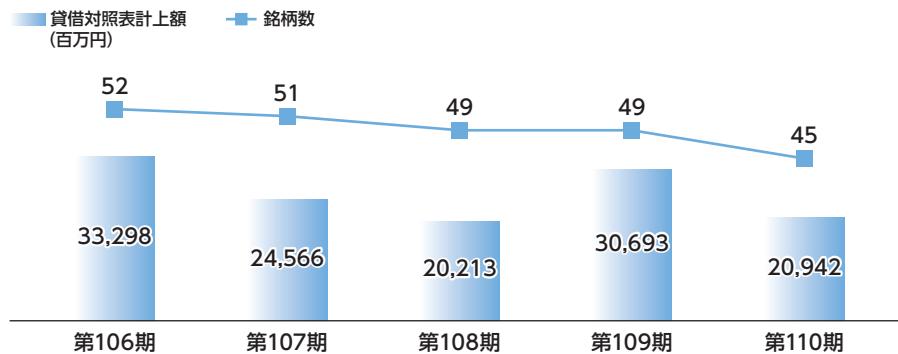
株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	43,192千株	15.90%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,291	4.52
株式会社マルワ	8,638	3.18
株式会社三菱UFJ銀行	8,426	3.10
ザバンクオブニューヨークメロンアズ デポジタリーバンクフォーデポジタリーレシートホルダーズ	7,791	2.86
マキタ取引先投資会	6,198	2.28
株式会社三井住友銀行	5,800	2.13
日本生命保険相互会社	5,353	1.97
ピーエヌワイエムアズエージーティクライアント10パーセント	4,172	1.53
全国共済農業協同組合連合会	4,109	1.51

(注) 持株比率は当期末の発行済株式の総数（自己株式を除く）を基に算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6,584株	9名

(ご参考) 純投資目的以外で当社が保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

① 取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	後 藤 昌 彦	ホシザキ株式会社 社外取締役
※取締役社長	後 藤 宗 利	
取締役 役員 執行役員	富 田 真 一 郎	購買本部長
取締役 役員 執行役員	金 子 哲 久	開発技術本部長
取締役 役員 執行役員	太 田 智 之	品質本部長
取締役 役員 執行役員	土 屋 隆	国内営業本部長
取締役 役員 執行役員	吉 田 雅 樹	生産本部長
取締役 役員 執行役員	表 孝 至	海外営業本部長
取締役 役員 執行役員	大 津 行 弘	管理本部長
取締役	杉 野 正 博	株式会社LIXIL 顧問 ミサワホーム株式会社 社外取締役 北恵株式会社 社外取締役
取締役	岩 瀬 隆 広	DMG森精機株式会社 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	若 山 光 彦	
取締役 (常勤監査等委員)	児 玉 朗	
取締役 (監査等委員)	井 上 尚 司	井上尚司法律事務所 弁護士 名鉄運輸株式会社 社外取締役 オークマ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	西 川 浩 司	公認会計士西川浩司会計事務所 所長 清明監査法人 代表社員

指名・報酬委員会：杉野正博(*)、後藤昌彦、後藤宗利、岩瀬隆広、児玉 朗

*委員長

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 当社は、グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼務を含む19名で構成されております。
3. 取締役 杉野正博氏、岩瀬隆広氏、児玉 朗氏、井上尚司氏及び西川浩司氏は、社外取締役であります。
4. 監査・監督機能の実効性を強化するため、常勤の監査等委員を2名選定しております。
5. 取締役（常勤監査等委員）児玉 朗氏は、金融機関に長年勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）西川浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役 杉野正博氏、岩瀬隆広氏、児玉 朗氏、井上尚司氏及び西川浩司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。
保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役及び各社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数					
		基本報酬	員 数	業 績 連 動 報 酬		非 金 銭 報 酬	
				賞 与	員 数	譲渡制限付 株式報酬	員 数
取締役 (監査等委員を除く)	366百万円	108百万円	14名	222百万円	9名	36百万円	11名
取締役 (監査等委員)	31	31	4	-	-	-	-
監 査 役	10	10	4	-	-	-	-
合 計	407	149	22	222	9	36	11

- (注) 1. 上記基本報酬の総額には社外役員（社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名、社外取締役（監査等委員）3名、社外監査役3名）に支払った3千5百万円が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役8名に対して、使用人給与相当額（賞与を含む。）1億4千6百万円を支払っております。
3. 当社は2006年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。同総会において、役員退職慰労金はそれぞれの退任時に支給し、その具体的金額、支払方法等を取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任していただくことが決議されておりましたが、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役への役員退職慰労金の支給金額及び方法等の決定については、実際の対象役員の退任時に指名・報酬委員会に委任することを決議しております。
4. 上記のほか、上記3. の2021年1月29日開催の取締役会決議による委任に基づく指名・報酬委員会の決定により、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して2千5百万円支給しております。2022年3月31日現在の役員退職慰労引当金計上額は、取締役1名に対して3億円であります。
5. 当社は2021年6月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額2億4千万円（賞与及び使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とし、そのうち社外取締役については3千5百万円とする旨の決議をいただいております。同総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名であります。また、同総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額6千万円とする旨の決議をいただいております。同総会後の監査等委員である取締役は4名であります。なお、当社は、1989年5月16日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額を年額6千万円とする旨の決議をいただいております。同総会後の監査役は3名です。

6. 当社は業績連動報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。
賞与は、株主の皆さまを意識した経営を行うことを目的として、剰余金の配当と同様、特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基準としており、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会が一定の計算式に基づいて賞与の総額を決定し、株主総会に付議します。各取締役への賞与の配分については、取締役会の決議により委任を受けた指名・報酬委員会が業績、役職等に基づき、決定します。なお、当事業年度における特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益は238円54銭です。
7. 当社は非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。当社は2021年6月25日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てによる報酬制度の導入を決議しており、上記5. の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とする旨、並びに対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を100,000株とする旨を決議しております。当該定時株主総会の決議の対象となる取締役の員数は9名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）です。
当該譲渡制限付株式報酬の内容は、「(4)譲渡制限付株式報酬に関する事項」（37頁）に記載の通りです。
8. 上記譲渡制限付株式報酬は、当期における費用計上額を記載しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び委任等に関する事項

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、①②において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の報酬は、月例報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬によって構成されており、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとなるよう、月例報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬の割合を適切に定めることとしています。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（役員賞与を除く。）については、取締役会で決議された決定方針に基づいており、当該方針に定める手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、2021年4月27日開催の取締役会にて、監査等委員会設置会社への移行に備えて、用語の読み替えなどの取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更について決議しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する委任に関する事項

月例報酬及び役員賞与については、取締役会の決議に基づき、個人別の報酬等の額の決定を指名・報酬委員会に委任します。指名・報酬委員会は代表取締役会長後藤昌彦氏、代表取締役社長後藤宗利氏、社外取締役杉野正博氏、社外取締役岩瀬隆広氏、社外取締役（常勤監査等委員）児玉 朗氏の5名によって構成され、委員長は社外取締役杉野正博氏が務めております。

月例報酬及び役員賞与について、取締役会が個人別の報酬等の額の決定を指名・報酬委員会に委任した理由は、過半数及び委員長を経営陣から独立した社外取締役とする指名・報酬委員会での審議・決定に委ねることにより、報酬等の決定に係る手続の透明性、客観性及び公正性を確保するためです。

当事業年度に係る役員賞与についての個人別の報酬等の額は、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めて多角的に審議し、決定する予定であることから、取締役会はその決定を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 2021年6月分までの取締役に対する月例報酬についての個人別の報酬額の決定は、取締役会決議により委任を受けた代表取締役会長後藤昌彦氏が他の取締役と協議の上、業績、職位、従業員の昇給等を勘案する等一定のルールに基づき、株主総会で決議された報酬限度額内で、各取締役の月例報酬額を決定しております。当該報酬額については、取締役会で決議された決定方針に基づいており、当該方針に定める手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。代表取締役会長に委任した理由は総合的に勘案し、役員の報酬額を決定できると判断したためです。2021年7月分以降の取締役に対する月例報酬についての個人別の報酬額につきましては、取締役会決議による変更後の決定方針に基づき、取締役会決議による委任を受けた指名・報酬委員会が決定しております。

③ 監査等委員である取締役の報酬に関する事項

監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

(4) 譲渡制限付株式報酬に関する事項

① 譲渡制限付株式報酬の概要

譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して導入しております。各対象取締役への譲渡制限付株式の割当てについては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会において役職等に基づき、決定します。なお、譲渡制限付株式は毎年一定の時期に付与します。

② 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、50年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち、上記②の譲渡制限期間が満了した時点において下記④の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社の取締役の地位にあった場合には、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとします。

また、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

⑤ 譲渡制限付株式報酬の交付状況

「2 会社の株式に関する事項(5)」(29頁)に記載の通りです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と兼職先の間には、特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役	杉野正博	100% 12回/12回中	—	—	LIXILグループの経営に長年携わるなど企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実に貢献し、社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者及び報酬等の決定における透明性、客観性及び公正性の確保に貢献しております。
取締役	岩瀬隆広	90% 9回/10回中	—	—	トヨタグループの中核企業の経営に長年携わるなど企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実に貢献し、社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定における透明性、客観性及び公正性の確保に貢献しております。

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	児玉 朗	100% 12回/12回中	100% 4回/4回中	100% 10回/10回中	金融機関における長年の経験と財務等に関する専門的な知見を有しており、取締役会及び監査等委員会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監査・監督機能の充実等に貢献し、常勤の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者及び報酬等の決定における透明性、客観性及び公正性の確保に貢献しております。
取締役 (監査等委員)	井上 尚司	100% 12回/12回中	100% 4回/4回中	100% 10回/10回中	弁護士としての専門的な知識や豊富な経験を有しており、取締役会及び監査等委員会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監査・監督機能の充実等に貢献し、監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	西川 浩司	100% 10回/10回中	—	100% 10回/10回中	公認会計士として企業会計監査における専門的な知識や豊富な経験を有しており、取締役会及び監査等委員会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監査・監督機能の充実等に貢献し、監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。

(注) 社外取締役 岩瀬隆広氏及び西川浩司氏につきましては、2021年6月25日就任後の状況を記載しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当期に係る会計監査人の報酬等の額	124百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、2021年5月21日開催の監査役会にて、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 有限責任 あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであり、当社の全ての重要な子会社の会計監査を、KPMGインターナショナルのメンバーファームが行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査等委員会が選定する監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会に解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、会計監査人の不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、当社グループの役員及び従業員全員の行動指針となる「倫理指針」及び「マキタ倫理指針のガイドライン」を定め、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (ii) 企業倫理やコンプライアンスを徹底するため、「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を定め、当社グループ内外に連絡窓口を設置し、問題を汲み上げる体制を構築する。また、ホームページ上に会計、内部統制及び監査に関して外部からの意見・指摘を受ける窓口を設置する。
 - (iii) 内部監査室は、随時必要な内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程、稟議規程等社内規程に基づき、適切に保存し管理する。取締役は、それらの情報を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 各取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、経営上重大な事態が生じた場合は取締役会及び監査等委員会へ報告する。
 - (ii) 各部門において、品質管理、災害防止、資金運用など、必要に応じリスク管理のための規程、ガイドライン等を定め運用する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。また、取締役会が決定する経営方針に基づき、事業年度ごとに各部門における重点目標を策定し、各取締役がその達成に向け職務を執行するとともに、取締役会は進捗及び実績を管理する。
 - (ii) 取締役会は、経営方針を実施するための基本となる経営組織、役職、職務分掌及び職務権限に関する基準を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - (iii) 当社グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入し、機動的かつ効率的な業務運営を図る。
 - (iv) 全ての子会社について、当社の内に対応窓口部署を定め、子会社の業務が効率的に行われるよう、協議、情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の効率性の向上を図る。

- 5 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 全ての子会社は担当取締役の管轄下であり、報告規程に基づき経営上重要な事項、不正等に関する事項を適切に報告する。担当取締役はこの報告を受けて必要に応じて監視状況を取締役に報告する。
 - (ii) 財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの財務報告に係る内部統制の文書化及び評価の方針を定め、その有効性を評価する。
 - (iii) 監査等委員会による当社グループの内部統制システムの監視・検証のため、内部監査室等との連携及び会計監査人からの報告の体制を整備する。

- 6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。

- 7 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (i) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、他部署の職務を兼務せず、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - (ii) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の独立性を確保するため、その任命、異動等に関する事項の決定については監査等委員会の同意を必要とする。

- 8 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (i) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、経営上重要な事項、不正等に関する事項、内部統制システムの構築状況及び運用状況、内部通報制度の運用及び通報の内容等につき、当社の監査等委員会に報告する。
 - (ii) 当社の監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して報告を求めることができ、当社の監査等委員会が当社グループの取締役及び会計監査人と意見交換等を行うことができる体制を整備する。
 - (iii) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査等委員会による会計監査人の監督機能を強化するため、「監査及び非監査業務の事前承認に係る方針及び手続き」を定める。監査等委員会監査等基準に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。
 - (ii) 監査等委員会の独立性を確保するため、監査等委員である取締役の報酬は全額固定報酬とする。
 - (iii) 監査等委員の職務の執行に係る費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については毎年予算を確保し、その費用は当社が負担する。

- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - (i) 当社グループは、企業の社会的責任の観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による事業活動への関与には、常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - (ii) 経営姿勢／品質方針に「反社会的勢力の介入を許さない」方針を明記し、社内及びホームページに掲示し、社内外に周知する。
 - (iii) 業務遂行上遵守すべき行動基準を定めた「マキタ倫理指針のガイドライン」において、反社会的勢力との取引の禁止を明記し、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (iv) 警察及び公益財団法人暴力追放愛知県民会議など外部関連団体と常に連携をとりながら、反社会的勢力による事業活動への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。
 - (v) 平素より警察及び外部関連団体から情報を収集するとともに、積極的に研修会へ参加し当該情報の当社及び当社グループ関係部門での情報共有に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスに関する取り組みの状況
 - (i) 「倫理指針」、「マキタ倫理指針のガイドライン」及び「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を当社グループの役員及び従業員全員に対して継続的に周知・教育を行っております。
 - (ii) 従業員全員に対してアンケートを実施するなど、コンプライアンスの重要性への意識付けと倫理指針の理解浸透を図っております。

- ② リスク管理に関する取り組みの状況
代表取締役、担当取締役、常勤の監査等委員である取締役、内部監査室及び当社の各部門長が出席し、当社グループの事業活動におけるリスクの抽出・精査を行う開示委員会を定期的に開催しております。
- ③ 内部監査に関する取り組みの状況
 - (i) 内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会及び経営陣に報告しております。
 - (ii) 内部統制監査等において発見された内部統制の不備については、適時かつ適正な是正が行われる仕組みを構築しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取り組みの状況
 - (i) 取締役会にて、各部門の年度目標を承認するとともにその達成状況の進捗を管理しております。
 - (ii) 業務執行を担当する執行役員（期末時点で19名、うち海外在勤6名）を主要各部門に配置し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。
- ⑤ 監査等委員会の職務に関する取り組みの状況
 - (i) 監査等委員会は、会計監査人と四半期ごとに会合を開催し、情報交換を行っております。
 - (ii) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と個別に面談を行い、情報交換を行っております。
 - (iii) 監査等委員の職務の執行に必要な費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、監査等委員の請求に従い速やかに処理しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、年間配当金10円を下限とし、連結配当性向30%以上とすることを利益配分の基本方針としております。ただし、特殊要因がある場合には、これを加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基に配当額を決定いたします。また、自己株式の取得については、機動的な資本政策の遂行と資本効率の向上を通じた株主利益の増加を図るため、株価動向等を考慮した上で検討してまいります。

内部留保金については、いかなる経営環境の変化にも耐えられる財務体質を維持しながら、グローバルに事業を展開する上での戦略的投資に充当する所存です。

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当をすることができ旨を定款に定めておりましたが、2021年6月25日開催の第109回定時株主総会において定款の一部変更を決議し、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定めております。なお、本定款変更後も期末配当については、従来通り原則として株主総会で決定する方針です。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	684,959	流動負債	224,165
現金及び現金同等物	71,057	営業債務及びその他の債務	67,274
営業債権及びその他の債権	117,541	借入金	79,674
棚卸資産	475,128	その他の金融負債	9,888
その他の金融資産	5,281	未払法人所得税	14,767
その他の流動資産	15,952	引当金	4,381
非流動資産	322,538	その他の流動負債	48,181
有形固定資産	243,636	非流動負債	30,802
のれん及び無形資産	10,085	退職給付に係る負債	3,160
その他の金融資産	41,545	その他の金融負債	13,954
退職給付に係る資産	11,286	引当金	1,595
繰延税金資産	12,238	繰延税金負債	11,888
その他の非流動資産	3,748	その他の非流動負債	205
資産合計	1,007,497	負債合計	254,967
		(資本の部)	
		資本金	23,805
		資本剰余金	45,585
		利益剰余金	640,577
		自己株式	△11,540
		その他の資本の構成要素	47,917
		親会社の所有者に帰属する持分合計	746,344
		非支配持分	6,186
		資本合計	752,530
		負債及び資本合計	1,007,497

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	739,260
売上原価	△510,942
売上総利益	228,318
販売費及び一般管理費等	△136,590
営業利益	91,728
金融収益	1,937
金融費用	△1,182
税引前利益	92,483
法人所得税費用	△27,146
当期利益	65,337
当期利益の帰属	
親会社の所有者	64,770
非支配持分	567

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計
当期首残高	23,805	45,559	588,644	△11,543	11,390	657,855
当期利益			64,770			64,770
その他の包括利益					42,426	42,426
当期包括利益合計	—	—	64,770	—	42,426	107,196
配当金			△18,736			△18,736
自己株式の取得				△7		△7
株式報酬取引		26		10		36
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			5,899		△5,899	—
所有者との取引額合計	—	26	△12,837	3	△5,899	△18,707
当期末残高	23,805	45,585	640,577	△11,540	47,917	746,344

	非支配 持分	資本 合計
当期首残高	5,471	663,326
当期利益	567	65,337
その他の包括利益	355	42,781
当期包括利益合計	922	108,118
配当金	△207	△18,943
自己株式の取得		△7
株式報酬取引		36
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替		—
所有者との取引額合計	△207	△18,914
当期末残高	6,186	752,530

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	249,595	流動負債	167,695
現金及び預金	5,905	買掛金	80,257
受取手形	157	未払金	4,256
売掛金	167,810	未払費用	7,987
製品・商品	39,285	未払法人税等	7,919
仕掛品	2,433	役員賞与引当金	222
原材料・貯蔵品	5,794	製品保証引当金	594
短期貸付金	21,607	短期借入金	60,000
その他	6,625	その他	6,460
貸倒引当金	△21	固定負債	1,454
固定資産	356,073	退職給付引当金	238
有形固定資産	91,198	役員退職慰労引当金	300
建物	41,253	長期預り金	178
構築物	2,998	その他	738
機械及び装置	7,703	負債合計	169,149
車両運搬具	152	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	7,187	株主資本	429,415
土地	18,925	資本金	24,206
建設仮勘定	12,980	資本剰余金	47,701
無形固定資産	2,516	資本準備金	47,525
ソフトウェア	1,064	その他資本剰余金	176
工業所有権	400	利益剰余金	369,048
その他	1,052	利益準備金	5,669
投資その他の資産	262,359	その他利益剰余金	363,379
投資有価証券	23,988	配当準備積立金	750
関係会社株式	113,498	研究開発積立金	1,500
関係会社出資金	95,392	圧縮記帳積立金	2,372
長期貸付金	18	別途積立金	85,000
差入保証金	15,939	繰越利益剰余金	273,757
前払年金費用	11,211	自己株式	△11,540
繰延税金資産	2,291	評価・換算差額等	7,104
その他	22	その他有価証券評価差額金	7,104
資産合計	605,668	純資産合計	436,519
		負債及び純資産合計	605,668

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		536,677
売上原価		455,933
売上総利益		80,744
販売費及び一般管理費		49,170
営業利益		31,574
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,571	
有価証券売却益	13	
為替差益	1,336	
その他の営業外収益	559	6,479
営業外費用		
支払利息	5	
有価証券売却損	2	
その他の営業外費用	6	13
経常利益		38,040
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	7,882	7,882
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	34	
固定資産除売却損	631	
投資有価証券売却損	22	687
税引前当期純利益		45,235
法人税、住民税及び事業税		12,855
法人税等調整額		△536
当期純利益		32,916

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	24,206	47,525	151	47,676
当期変動額				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			25	25
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			25	25
当期末残高	24,206	47,525	176	47,701

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	利益剰余金									
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計			
配当準備 積立金		研究開発 積立金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	5,669	750	1,500	2,410	85,000	259,539	354,868	△11,543	415,207	
当期変動額										
圧縮記帳積立金の積立										
圧縮記帳積立金の取崩				△38			38			
剰余金の配当							△18,736	△18,736	△18,736	
当期純利益							32,916	32,916	32,916	
自己株式の取得								△7	△7	
自己株式の処分								10	35	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計				△38		14,218	14,180	3	14,208	
当期末残高	5,669	750	1,500	2,372	85,000	273,757	369,048	△11,540	429,415	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	15,161	15,161	430,368
当期変動額			
圧縮記帳積立金の積立			
圧縮記帳積立金の取崩			
剰余金の配当			△18,736
当期純利益			32,916
自己株式の取得			△7
自己株式の処分			35
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△8,057	△8,057	△8,057
当期変動額合計	△8,057	△8,057	6,151
当期末残高	7,104	7,104	436,519

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 マキタ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大 門 亮 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキタの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社マキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 マキタ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 本 泰 行
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 口 真 樹
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 門 亮 介
--------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキタの2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社マキタ 監査等委員会

常勤監査等委員 若山 光彦 ㊟

常勤監査等委員 児玉 朗 ㊟

監査等委員 井上 尚司 ㊟

監査等委員 西川 浩司 ㊟

(注) 監査等委員 児玉 朗、井上尚司及び西川浩司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

脱炭素社会を目指して

昨今、地球温暖化による風水害などが頻発しており、気候変動が社会に及ぼす影響は甚大になっています。

当社は脱炭素をはじめとした環境問題への対応を重要なテーマと捉え、持続可能な社会の実現に貢献できるよう、事業活動における省エネルギー化に加え、再生可能エネルギーの活用などの取り組みを進めています。

温室効果ガス排出量の削減目標値を設定

このたび新たに、CO₂をはじめとする温室効果ガス排出量の削減目標値を設定いたしました。電気や燃料（ガソリンなど）の使用に伴う自社の事業活動での温室効果ガス排出量を2030年度までに2020年度比で50%削減し、2040年度までに実質ゼロとすること、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量を2050年度までに実質ゼロとすることを目標としました。

気候変動問題の解決へ向けて、温室効果ガス排出量削減への取り組みを着実に進めてまいります。



太陽光パネルの設置

当社は温室効果ガス排出量削減に向けて、再生可能エネルギーの活用を推進しています。

国内では営業所へ太陽光パネルの設置を順次進めており、2022年3月末時点では複数の営業所において設置が完了しています。

海外では、地中熱を利用した冷暖房システムの導入や国内同様に太陽光パネルの設置などを行っています。



物流体制の強化と生産力の増強

環境にやさしく利便性の高い充電製品、とりわけ充電式園芸用機器の販売数が世界的に増加を続けていることから、当社グループでは国内外で物流・生産拠点の新設・拡張を積極的に行っております。

各拠点で製品や補修部品の十分な在庫を確保し、迅速かつ安定的に製造・出荷できるように、2021年度においても、物流体制の強化と生産能力の増強に取り組みました。

埼玉物流センター、ドイツ工場 物流倉庫完成

大型製品の取り扱いや物量の増加を見据えた物流機能のキャパシティ拡大のため、2021年9月、埼玉県加須市に埼玉物流センターを、12月にはドイツ工場敷地内に物流倉庫を開設しました。

今後のさらなる販売拡大に備えて、保管・配送能力を強化することで、シェアアップにつなげてまいります。



▲埼玉物流センター



▲ドイツ工場 物流倉庫

中国 新工場完成

当社は世界8カ国に工場を構えており、生産台数の約9割を海外工場で生産しています。

2021年12月、世界的にニーズが拡大している充電製品の供給体制の強化を図るため、中国において建設していた新工場が完成しました。

需要の拡大に応じてスピーディに製品の製造・供給を行うために、今後も生産能力の増強に取り組んでいく予定です。



新製品ダイジェスト

充電式インパクトドライバ TD002G



低反動と低振動を実現しながらも、素早く強力な打撃を加え最速締付けが可能な充電式インパクトドライバです。通信アダプタとアプリを使用することで、自分好みの使用感へカスタマイズが可能です。

最速締付け^{*1}と使いやすさ

打撃数がアップし、マキタ史上最速の締付け^{*1}を実現しました。
またデュアルスプリングテクノロジー (DST) 搭載により、作業負荷に応じて打撃開始タイミングと打撃力が調整でき、低反動・低振動な締付けを可能に。



TD002Gの動画をご覧になれます。

工具の仕様をアプリでカスタマイズ^{*3}

別販売品の通信アダプタ (ADP11) をインパクトドライバにとりつけ、スマートフォンと接続することで、専用のアプリから各種モードの設定が可能。打撃や締付け、LEDライトのカスタマイズが可能に。



※水や粉じんによって故障しないことを保証するものではありません。

※1 当社充電式インパクトドライバにおいて、2022年1月現在、当社調べ。 ※2 120mmコーススレッド締付け作業、打撃時の当社従来機比。 ※3 カスタマイズには通信アダプタとスマホアプリが必要です。写真のスマートフォン、ADP11は別売りです。

ロボットクリーナ RC300D



マッピング機能を搭載することにより、高い清掃カバー率を実現するとともに、スタート位置への自動帰還やスマートフォンアプリによる清掃履歴の確認など、さらなる機能向上を図ったロボットクリーナです。

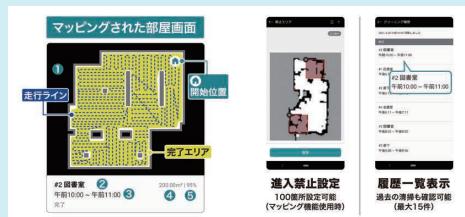
マッピング機能搭載

2つのセンサにより部屋の形状を正確にマッピング。清掃エリアを把握し、最適ルートでの高効率な清掃により約95%^{*}という高い清掃カバー率を実現。



スマホアプリ対応

専用のアプリから部屋の清掃進捗状況や履歴の確認、進入禁止範囲の設定をすることができます。



※走行可能エリア面積600mの場合(当社調べ)。数値は参考値です。清掃環境により異なります。

充電式チェーンソーシリーズ MUC002G/008G/009G



充電式でありながら、ハイパワー・最速^{*1}のチェーンスピードで30mLエンジン式クラス同等の使用感を実現した充電式チェーンソーです。軽量で取り回しが良く、枝のせん定、切断に優れた操作性を発揮します。

充電式最速^{*1}
&クラス最軽量^{*2}

24.8m/秒のチェーンスピードを実現。バッテリーを含む質量は3.7kg^{*3}とクラス最軽量^{*2}。



操作のしやすさを追求

最適重心バランスを考慮した設計で軽い取り回しを実現。また、排出口を大型化したことで、切粉の排出性が向上。



ヒートシンク付コントローラ ダイレクトドライブ

連続作業に強い

ヒートシンク付コントローラ搭載により、モータとコントローラを強制冷却することで連続重負荷作業に対応。

ハイパワー

モータがチェーンを直接駆動するダイレクトドライブにより、高速ハイパワーで切断。



※水や粉じんによって故障しないことを保証するものではありません。バッテリーを装着した場合は、本体側の保護等級に準じます。

※1 当社充電式チェーンソーにおいて。2021年10月現在当社調べ。 ※2 30mLクラスプロ向け同出力帯チェーンソーにおいて。2021年10月現在当社調べ。バッテリーBL4025含む。 ※3 バッテリーBL4025、ガイドバー300mm、チェーン刃80TXL含む。チェーンオイル含まず。

充電式草刈機 MUR194D



18Vリチウムイオンバッテリーと金属8枚刃式で抜群の作業性を誇りながら、誰でも手軽に草刈りができる充電式草刈機です。

パワフルで抜群の作業性

1回の充電で駐車場10台分の草を刈ることができ、抜群の作業性を誇ります。また、パワフルな草刈りには高速回転を、細かい作業には低速回転を選択することができます。



軽量で優れた取り回し

バッテリーを含む質量は2.5kg^{*2}と軽量。ループ型ハンドルはどの角度からでも握りやすく、作業しやすい角度や位置への無段階調整が可能。肩掛けバンドも同様に調整可能です。

肩掛けバンドを作業しやすい位置に簡単調整



さまざまな角度から握りやすいループ型ハンドル

※1 草丈約30cm、バッテリーの状態や草の種類や時期により作業量は変わります。
※2 刃物、飛散防護カバー、肩掛けバンド除く

マキタ・ドイツ

- 会社名: Makita Werkzeug GmbH
- 設立: 1977年4月
- 本社所在地: ドイツ ラティンゲン



マキタ・ドイツ本社

● 本店 ● FSC* ※直営サービス拠点 (Factory Service Center) ● 倉庫

ドイツにおけるマキタ

ドイツはEUの主要国かつ経済大国であり、マキタにとっても重要な市場です。

今年、マキタ・ドイツは設立45周年を迎えます。強力な地場メーカーが存在するドイツの中でも、今までの地道な販売・サービス活動を通じて、電動工具分野に限らず、園芸用機器やアウトドア分野でもしっかりと「充電製品のマキタ」という地位を確立することができています。

特に、コロナ禍で在宅勤務が増えたこともあり、園芸用機器分野は成長が著しく、ブロウやヘッジトリマといったパワフルな園芸用機器が好評を得ています。



▲ 充電式ブロウ (DUB362)



▲ 充電式ブロウ (DUB363)



▲ 充電式ヘッジトリマ (DUH601)

地域密着のサービスと物流体制の強化

新型コロナウイルスによる各種行動規制で、マキタが強みとするお客さまと対面して行う販売・サービス活動が長らく制限されていましたが、行動規制緩和を見据えて、昨年、レーアテFSCを新設しました。販売店・ユーザーさまに向けて、地域により密着したサービスを提供しています。

さらに、南ドイツのバイエルン州に、新たな物流拠点を新設し、物流面でのサービス強化にも取り組みました。

また、行動規制への対応と多忙な販売店さまへの支援策として、積極的なwebセミナーの開催など、多様な手段で顧客の支援を行っています。



▲レーアテFSC



▲南ドイツ倉庫

これからのマキタ・ドイツ

気候変動や持続可能な社会の実現といったテーマは、ドイツでも非常に重要な社会課題です。引き続きありとあらゆる充電製品を提供することで、エンジンから環境負荷の低い動力源である充電製品への置き換えを進め、社会課題への解決に貢献してまいります。

ドイツ内の拠点を最大限に活用して、さまざまな顧客層や顧客ニーズへ対応していくことで、充電製品の一層の浸透を図っていきます。



株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
単元株式数	100株
株主確定基準日	1)定時株主総会、期末配当金 3月31日 2)中間配当金 9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

公告方法 電子公告

電子公告掲載アドレス <https://www.makita.co.jp/ir/>
(電子公告を行うことができない場合は日本経済新聞にて掲載)

上場証券市場 東京、名古屋 証券コード 6586

【お知らせ】

- 1.住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 2.未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

ホームページのご案内

ホームページを通じて、企業活動や製品に関する詳しい情報をご覧いただけます。

【製品情報】

新製品のご紹介、電動工具、ホーム用電動工具、園芸用機器等の各種カタログのほか、取扱説明書等がご覧いただけます。

【企業情報】

当社の概要や沿革のほか、会社案内等がご覧いただけます。

【投資家情報】

業績の推移、決算情報、プレスリリースのほか、決算発表予定日等の情報をタイムリーに提供しています。



マキタ トップページ
<https://www.makita.co.jp/>



投資家向け情報サイト
<https://www.makita.co.jp/ir/>



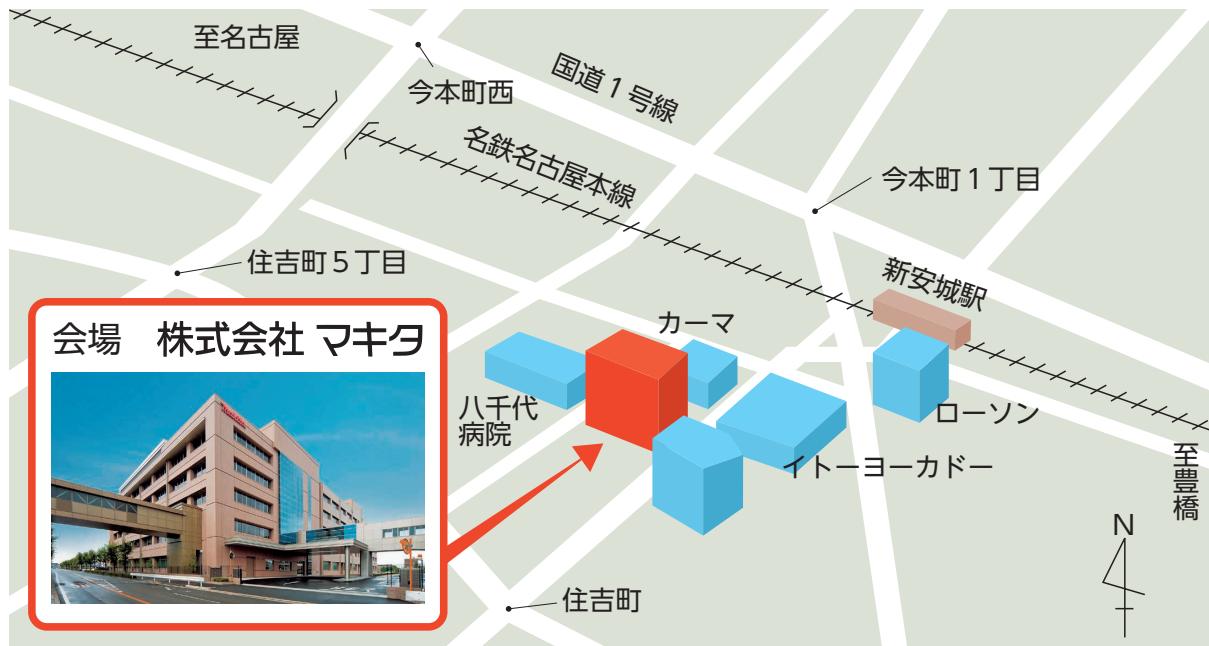
株主総会会場ご案内図

会場

株式会社マキタ 本店 5階ホール

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号

電話(0566)98-1711(代表)



交通機関

名鉄名古屋本線 新安城駅下車 南口より
徒歩約5分

- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、本年は送迎バスの運行を取りやめさせていただきます。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

受付時間

- 受付開始は、午前9時を予定しております。

株主総会ご出席株主さまへのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス「COVID-19」に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染予防のため、株主さまにはご自身の体調をご確認の上、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。ご出席に代えて、郵送又はインターネット等による議決権の事前行使が可能ですので、是非ご利用ください。

ご来場される場合は、マスク着用等の感染予防にご配慮いただくようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社 マキタ

